

資料 3 6 - 1

特定信書便事業の許可について

(諮問第 1 1 0 3 号)

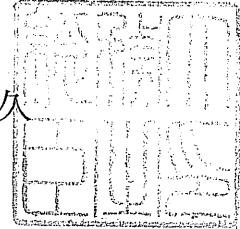


諮問第1103号  
平成26年7月8日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣臨時代理

国 務 大 臣 田村 憲久



諮 問 書

株式会社エム・シー・ファシリティーズ（代表取締役 服部 幸一）  
外8者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請があった。それらの概要は別紙1のとおりである。

許可申請について審査した結果は、別添の審査結果（概要は別紙2）のとおりであり、いずれも同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条各号の欠格事由に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の規定に基づく許可をすることとしたい。

上記について、同法第37条第2号の規定に基づき諮問する。

# 特定信書便事業の許可申請の概要

平成26年7月8日

総務省

# 1 申請者及び提供サービスの概要

## ○ 事業の許可申請(次の9者から許可申請)

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (24年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1  (株)エム・シー・ ファシリティーズ (東京都千代田区)	5,000 万円	ビルメンテナンス業 (17億2,094万円)	○			【1号役務】 東京都千代田区及び中央区	【1号役務】 商社の本社及びそのグループ 会社を巡回する役務を見込んで いる。	平成26年 10月1日
2  関東イチミヤ 物流サービス(株) (茨城県東茨城郡)	1,000 万円	貨物運送業 (6億6,356万円)	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 自動車関連の一般社団法人 及びその会員会社を巡回する 役務を見込んでいる。	平成26年 8月1日
3  ワールド商事(株) (東京都品川区)	1,000 万円	小売業 (3億875万円)			○	【3号役務】 引受地:日本全国 配達地域:北海道、岩手県、 宮城県、秋田県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、新潟県、 長野県、富山県、石川県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、岡山県、 広島県、徳島県、愛媛県、 福岡県、長崎県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	【3号役務】 注文に応じた信書便物の送達 を見込んでいる。 (電報類似サービス)	平成26年 8月1日

注: 関東イチミヤ物流サービス(株)及びワールド商事(株)は、25年度売上高。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (24年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
4  (株)トラスト (愛知県知多市)	4,500 万円	貨物運送業 (6億8,673万円)	○		○	【1号役務・3号役務】 愛知県	【1号役務】 電力会社及びそのグループ会 社を巡回する役務を見込んで いる。 【3号役務】 注文に応じた契約書などの信 書便物の送達を見込んでいる。	平成26年 8月1日
5  (株)ジェイアール 東海ウエル (愛知県名古屋市)	4億円	印刷業 (7億552万円)	○			【1号役務】 愛知県	【1号役務】 鉄道会社の本社及び事業所 を巡回する役務を見込んでい る。	平成26年 8月1日
6 近畿配送サービス(株) (大阪府大阪市)	3,000 万円	貨物運送業 (48億3,992万円)			○	【3号役務】 滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県及び 和歌山県	【3号役務】 百貨店の支店、鉄道会社の事 業所等を巡回する役務を見込 んでいる。	平成26年 8月1日
7  (株)ヒガシ トゥエンティワン (大阪府大阪市)	3億3,315 万円	貨物運送業 (178億5,279万円)	○			【1号役務】 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県及び和歌山県	【1号役務】 電力会社の支店、営業所等を 巡回する役務を見込んでいる。	平成26年 8月1日

注：(株)トラスト及び(株)ジェイアール東海ウエルは、25年度売上高。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (24年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
8 (有)イエローランナー (長崎県長崎市)	300万円	貨物運送業 (987万円)	○		○	【1号役務・3号役務】 長崎県(離島を除く。)	【1号役務】 大学の関連機関等を巡回する 役務を見込んでいる。 【3号役務】 医療機関からの注文に応じた 検査結果などの信書便物の 送達を見込んでいる。	平成26年 8月1日
9 (株)ニッコン九州 (熊本県菊池郡)	1,000 万円	貨物運送業 (20億8,539万円)	○			【1号役務】 福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県及び 鹿児島県	【1号役務】 自動車販売会社の本店、支店 等を巡回する役務を見込んで いる。	平成26年 8月1日

## 2 信書便事業収支見積(委員限り)

### その1 収入の部

#### ○ 事業の許可申請

	申請者名	利用見込通数/月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
1	(株)エム・シー・ファシリティーズ			
2	関東イチミヤ物流サービス(株)			
3	ワールド商事(株)			
4	(株)トラスト			
5	(株)ジェイアール東海ウエル			

本資料は委員限り

	申請者名	利用見込通数／月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
6	近畿配送サービス(株)			
7	(株)ヒガシトゥエンティワン			
8	(有)イエローランナー			
9	(株)ニッコン九州			

本資料は委員限り



## 2 信書便事業収支見積(委員限り)

### その2 支出及び利益の部

○ 事業の許可申請

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便 事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引後) (注2)	備 考																							
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他				租税 公課																						
1	(株)エム・シー・ ファシリティーズ	初 (6ヶ月)																																
		翌																																
2	関東イチミヤ 物流サービス(株)	初 (5ヶ月)																																
		翌																																
3	ワールド商事(株)	初 (6ヶ月)																																
		翌																																
4	(株)トラスト	初 (2ヶ月)																																
		翌																																

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益(税引き後)を表している。

本資料は委員限り

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便 事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引後) (注2)	備 考																											
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他				租税 公課																										
5	(株)ジェイアール 東海ウエル	初 (8ヶ月)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]																											
		翌																																				
6	近畿配送 サービス(株)	初 (7ヶ月)										[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]																		
		翌																																				
7	(株)ヒガシ トウエンティワン	初 (8ヶ月)																			[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]									
		翌																																				
8	(有)イエロー ランナー	初 (9ヶ月)																												[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		翌																																				

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益(税引き後)を表している。

本資料は委員限り

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便 事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引後) (注2)	備 考
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他			
9	(株)ニッコン九州	初 (8ヶ月)									
		翌									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益(税引き後)を表している。

本資料は委員限り

### 3 資金計画（委員限り）

#### ○ 事業の許可申請

（単位：万円）

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)エム・シー・ファシリティーズ			
2	関東イチミヤ物流サービス(株)			
3	ワールド商事(株)			
4	(株)トラスト			
5	(株)ジェイアール東海ウエル			
6	近畿配送サービス(株)			
7	(株)ヒガシトウエンティワン			
8	(有)イエローランナー			
9	(株)ニッコン九州			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

本資料は委員限り

## 4 引受け及び配達の方法

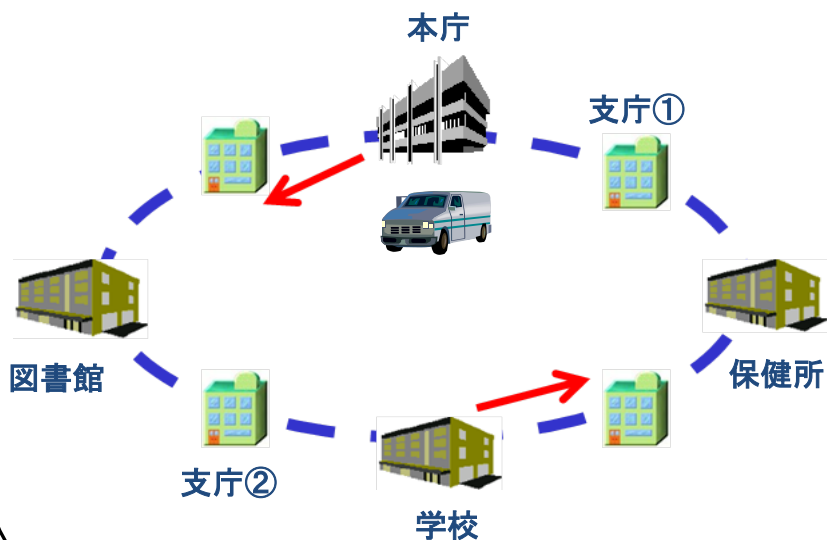
### ○ 事業の許可申請

申請者名		引受けの方法			配達の方法
		通信文等を同社営業所で引受け(電話等)	巡回先又は定期集配先で引受け	利用者の指定場所又は同社営業所で引受け	
1	(株)エム・シー・ファシリティーズ		1号役務		差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
2	関東イチミヤ物流サービス(株)		1号役務		
3	ワールド商事(株)	3号役務			差出人の指図により、対面交付又はメール室への配達
4	(株)トラスト		1号役務	3号役務	差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
5	(株)ジェイアール東海ウエル		1号役務	1号役務	
6	近畿配送サービス(株)		3号役務	3号役務	
7	(株)ヒガシトウエンティワン		1号役務		
8	(有)イエローランナー		1号役務	3号役務	
9	(株)ニッコン九州		1号役務		

# 【参考】提供サービスの概要①

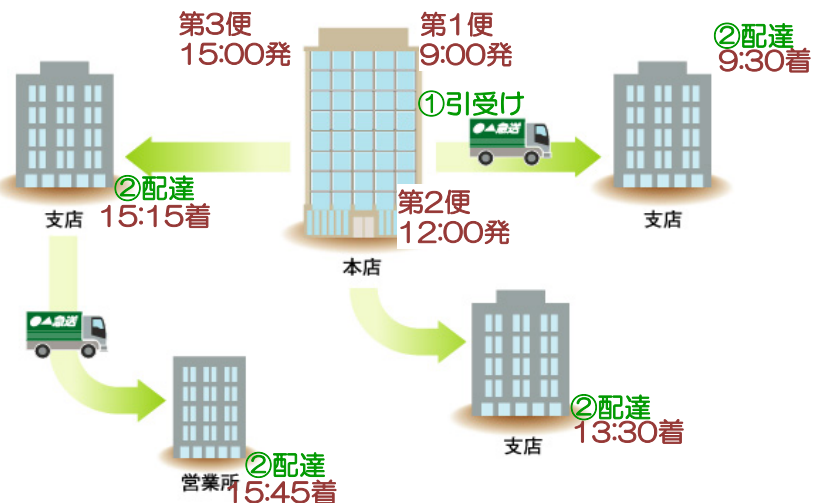
## 巡回集配サービス

あらかじめ定められたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス

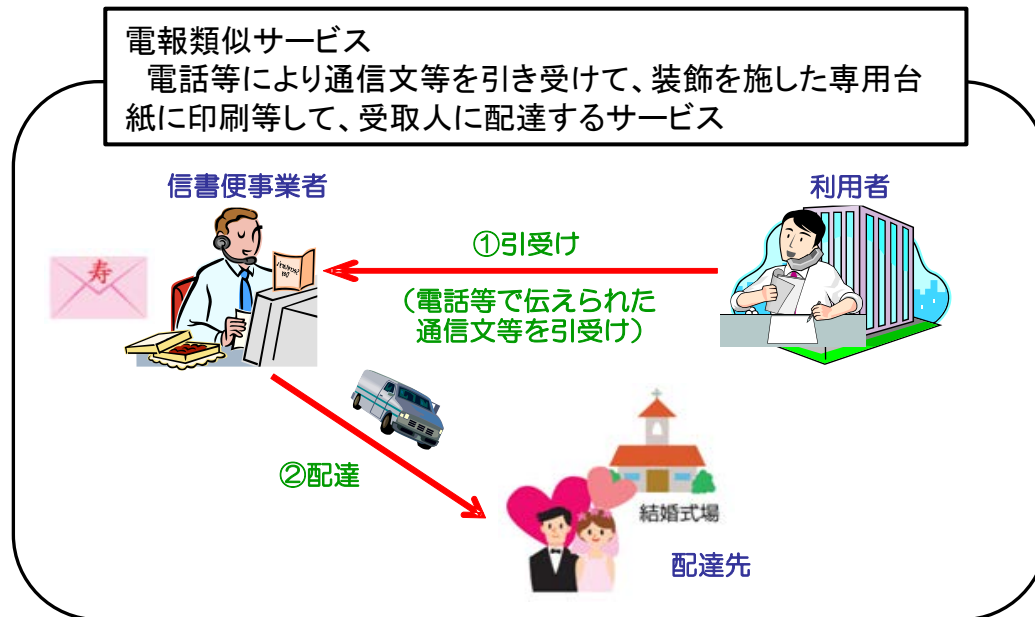
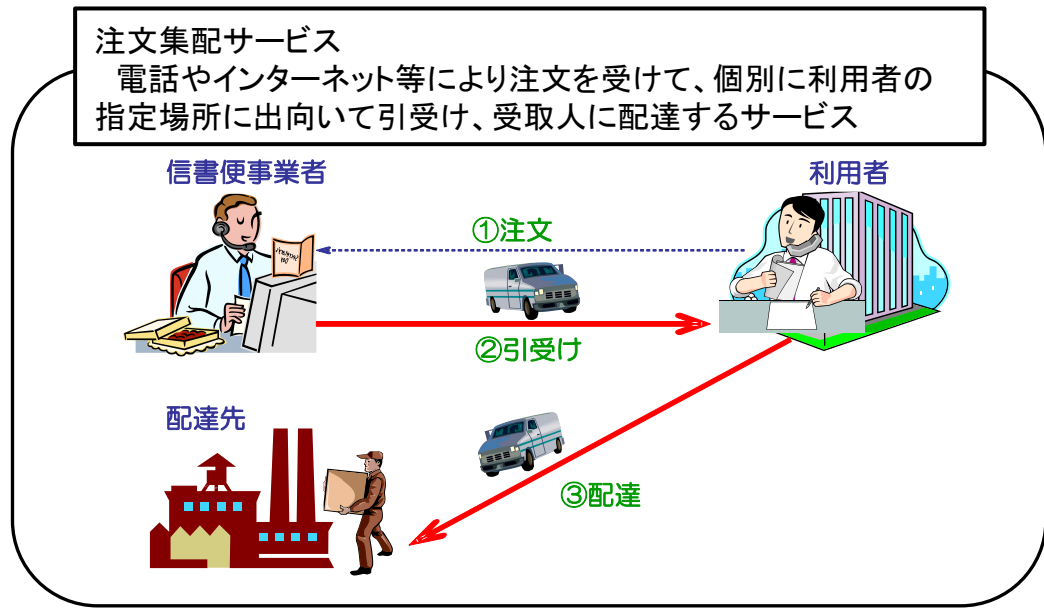
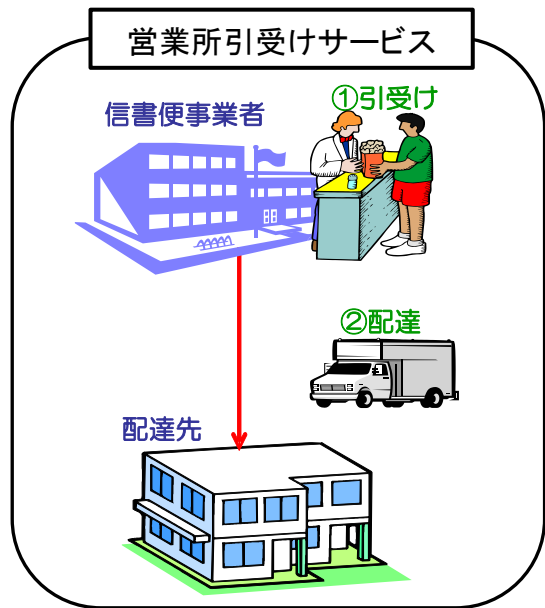


## 定期集配サービス

あらかじめ定められたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



## 【参考】提供サービスの概要②



## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった9者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号の基準に適合しており、かつ、法第33条において準用する法第8条の許可の欠格事由に該当しないものと認められる。

- 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていること等から、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は郵便受箱へ投函することとされていること等から、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務等が課されており、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者1者)	適

- 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	初年度、翌年度とも黒字となる見込である。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適
委託	特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者1者)		適

- 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。（法第33条において準用する法第8条）

いずれの申請者とも該当なし。